

制定日	2008.7.16	文書番号	S020
改訂日	2018.2.1	版番	Ver3.1

S020

ICMS 監査証明マーク使用規定

Ver.3.1

国際マネジメントシステム認証機構

1.	適用範囲	3
2.	表示上の注意	3
3.	表示例	4
4.	適用条件	5
5.	使用上の制限	5
6.	適用期間	5
7.	監査証明証・報告書について	6
8.	監査証明マークの電子データの管理	6
9.	監査証明マークの使用中止	6
10.	監査証明マークの使用状況の確認	6
11.	違反に対する処置	6

1. 適用範囲

この規定は、国際マネジメントシステム認証機構(以下、当機構という)の監査証明マークを、当機構において監査を実施した対象システムの所有組織(以下、クライアントという)が使用する場合は、表示及び適用条件等について定めております。

2. 表示上の注意

- ① 監査証明マークを縮小または拡大して表示する場合は、各部の寸法比を同一とし、かつ各部が明瞭に判別できなければなりません。
- ② クライアントは、当機構より監査証明を受けている事を明示するために監査証明マークを使用できます。監査証明マークを使用する場合は、登録番号と共に表示しなければなりません。これらの表示がない場合、不正使用とみなされる可能性があります。
- ③ クライアントが監査証明マークを表示する場合は、下記の例示のとおり当機構の **ICMS** ロゴマークと横に並べて表示しなければなりません。
ただし、JIS Q 27001 (ISMS)との複合審査の場合で、ISMS 認証マークまたは ICMS 認証ロゴマークと同時に使用する場合は、**PCI DSS** ロゴマークまたは **P2PE** ロゴマーク部分のみで使用いただけます。
(「3. 表示例③」参照)
- ④ 基本表示は、指定色によるカラー表示とします。ただし、単色印刷等で指定色を使用できない場合は、その使用色による単色表示とすることができます。
- ⑤ 色指定は、別紙附属書のとおりとなります。

【表示例／PCI DSS 監査証明マーク】



ICMS ロゴマーク

登録番号／監査基準

- ※ 登録番号 **xxxx** は 4 桁の数字です。クライアント毎の固有の番号を当機構が付番します。
- ※ 監査基準『**PCI DSS**』『**P2PE**』の部分に以下のように入バージョンを入れることも可能です。
・**PCI DSS Ver*.*** 等
- ※ 指定色または黒。フォント指定なし。
- ※ 2 つのマークは、枠で囲んで表示ください。

3. 表示例

① PCI DSS 監査証明マーク

(PCI DSS オンサイト監査の場合)

(SAQ AOC 監査の場合 : 例 SAQ-D)



PCI DSS ロゴマーク

② P2PE 監査証明マーク



P2PE ロゴマーク

③ JIS Q 27001 (ISMS)との複合審査実施の表示例

JIS Q 27001 (ISMS)と複合審査を実施されたクライアントが監査証明マークを表示する場合は、下記の例示のとおり表示いただけます。

A) 2つのマークを並べて表示する場合



ISMS 認証マーク

B) PCI DSS ロゴマークまたは P2PE ロゴマークと並べて表示する場合

(表示例: PCI DSS ロゴマーク)



C) ISMS 適用範囲以外の方が ICMS ロゴマークを表示する場合

(表示例:PCI DSS ロゴマーク)



ICMS 認証ロゴマーク(単独使用例)

※JIS Q 27001 (ISMS) において、認証登録された範囲以外が認証されているとの誤解を生じさせるような方法で使用することはできません。

(参照：S003 ICMS 認証マークの使用、認証の表明及び引用規定)

4. 適用条件

- ① 監査証明マークの使用は、特記のない限り本規定記載の遵守を条件とし、当機構の基準により PCI DSS 監査及び P2PE 監査を実施済みのクライアントのみ使用することができます。また加盟店認証監査証明マークは、加盟店認証監査を実施済みのクライアントのみ使用することができます。
- ② クライアントは、カタログ、宣伝用資料、ホームページ、名刺等に監査証明マークを使用する場合は、クライアントのロゴや社名、商品名、サービス名等よりも監査証明マークを大きく使用することはできません。

<ご参考>

監査証明をアピールする方法として当機構 Web サイト上の監査実績ページにリンクすることができます。ただし、弊社トップページ以外の URL は変更になる場合がありますので、その場合は、クライアントにてリンク先を変更して頂きますようお願いいたします。

URL: <https://www.icms.co.jp/license.html>

<https://www.icms.co.jp/license.html#saq>

<https://www.icms.co.jp/license.html#p2pe>

5. 使用上の制限

監査証明マークは、製品に対して使用することはできません。また、クライアントの製品や場所が証明されているとの誤解を生じさせるような方法で使用することもできません。

6. 適用期間

- ① 監査証明マークは、監査証明の有効期限内においてのみ使用する事ができます。
- ② 監査の有効期限は準拠日を基準に、PCI DSS オンサイト監査及び SAQ AOC 監査の場合は 12 ヶ月、P2PE 監査の場合は 3 年間であり、この期限内においてのみ監査証明マークを使用できます。
- ③ 監査証明の一時停止、取消、失効の指示を受けた場合は使用できません。

7. 監査証明証・報告書について

監査証明証、監査報告書(ROC/ ROV)、準拠証明書(AOC/ AOC SAQ / AOV)、自己問診表(SAQ)またはその一部を、誤解を招く方法で使用したり、他社による使用を認めてはいけません。

コピー開示の条件:

- ① 文書全体が完全に写っていること。
- ② 「コピー」と判るよう明示すること。
- ③ WEB サイトへ掲示する場合は PDF 等、第三者が加工できない状態にすること。
- ④ 第三者に誤解を与えないようにしなければなりません。

8. 監査証明マークの電子データの管理

- ① クライアントは、当該データの保護及び漏洩防止及び他者に使用させないための適切な管理を行わなければなりません。
- ② クライアントは、外部の業者に当該データを提供する場合、提供先にデータの保護及び漏洩防止及び他者に使用させないための適切な管理を要求してください。また、当機構が要請した場合、提出先業者の一覧を提示してください。
- ③ クライアントは、監査証明マークを使用できない状況になった場合、当該データを確実に廃棄しなければなりません。

9. 監査証明マークの使用中止

- ① クライアントは、当機構から一時停止、取消、失効の指示を受けた場合は、監査証明マークの使用を中止しなければなりません。
- ② クライアントは、当機構から監査証明マークの使用中止の指示を受けた場合は、速やかに当該マークの使用を中止しなければなりません。

10. 監査証明マークの使用状況の確認

当機構は、毎監査時にクライアントにおける監査証明マークの使用状況について確認します。また、随時ホームページ等を確認し、その使用状況を確認します。その際に不適切な使用が認められた場合は、速やかに是正しなければなりません。

11. 違反に対する処置

クライアントが本規定に違反した場合、当機構はその内容により適切な処置を講じます。処置の例として、まず是正処置を勧告します。この結果により、監査証明マークの使用の一時停止や中止、監査証明の取消しを行う場合があります。更に、違反の事実を公表するほか、法的処置を講じる場合もあります。

以上

PCI DSS監査証明マーク使用規程＜別紙附属書＞

4C基本タイプ



ICMS-PCIxxxx/PCI DSS

カラー設定



DIC222 C 100%
M 85%
Y 0%
K 0%



DIC123 C 0%
M 35%
Y 100%
K 0%



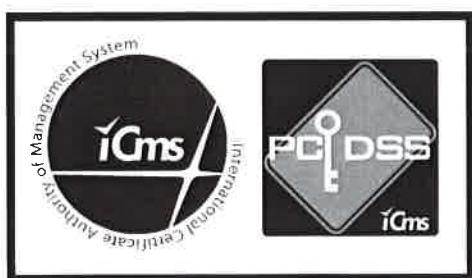
DIC217 C 100%
M 10%
Y 45%
K 10%



DIC2147 C 50%
M 5%
Y 25%
K 5%



1C基本タイプ



ICMS-PCIxxxx/PCI DSS

カラー設定



K 100%



K 50%